

町の水道を使用していない世帯の 皆さんへ支援金の案内

最近の物価高騰の影響を踏まえ、町民の皆さんの生活や経済活動を支援するため、町の水道（上水道・簡易水道）を使用していない世帯へ、町の水道料金の基本料金部分5ヵ月分に相当する額を支援金として給付します。

①対象

(1)町の水道（上水道・簡易水道）を利用しておらず、町の水道施設以外からの給水をしている方で住民票上の世帯主。（事業所は対象ではありません。）

例：井戸水や谷水、地域で管理する水道を使用している方

(2)令和5年9月1日時点で町の住民基本台帳に登録があること。

(3)同一住所で複数の世帯がある場合には、いずれかの世帯主の代表者のみとします。

②支援金の額 一世帯につき6,600円（一回限り）

③申請受付場所

門川町役場環境水道課 TEL 63-1140

住所 〒883-0696 門川町役場平城東1番1号

④申請方法

申請書に添付書類を添えて、役場まで郵送またはご持参ください。

⑤受付期間

令和5年9月1日(金)から同年10月31日(火)まで（土日祝日を除く）

⑥その他

(1)申請書は、申請受付場所にあります。また町のホームページからもダウンロードできます。

(2)添付書類は、世帯主の方の通帳又はキャッシュカードの写しをお願いします。

(3)代理の方でも申請できます。

《お問合せ先》 門川町役場 環境水道課 TEL 63-1140